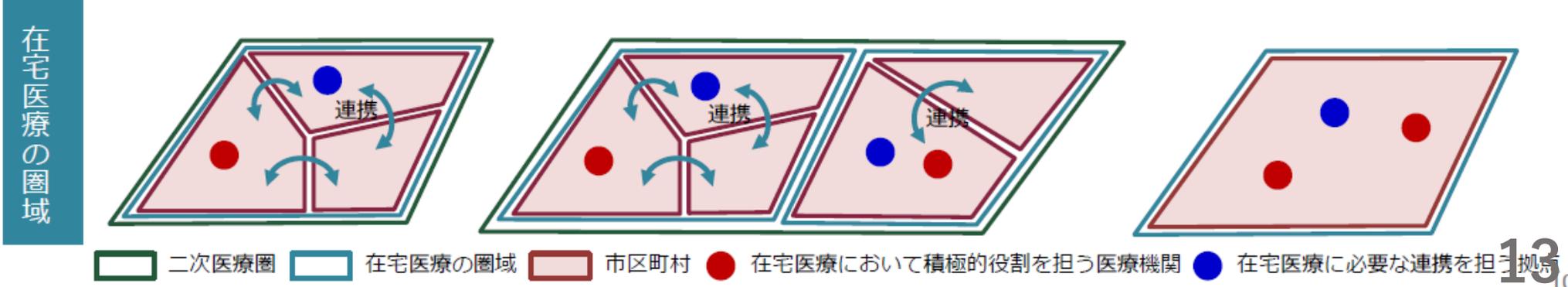
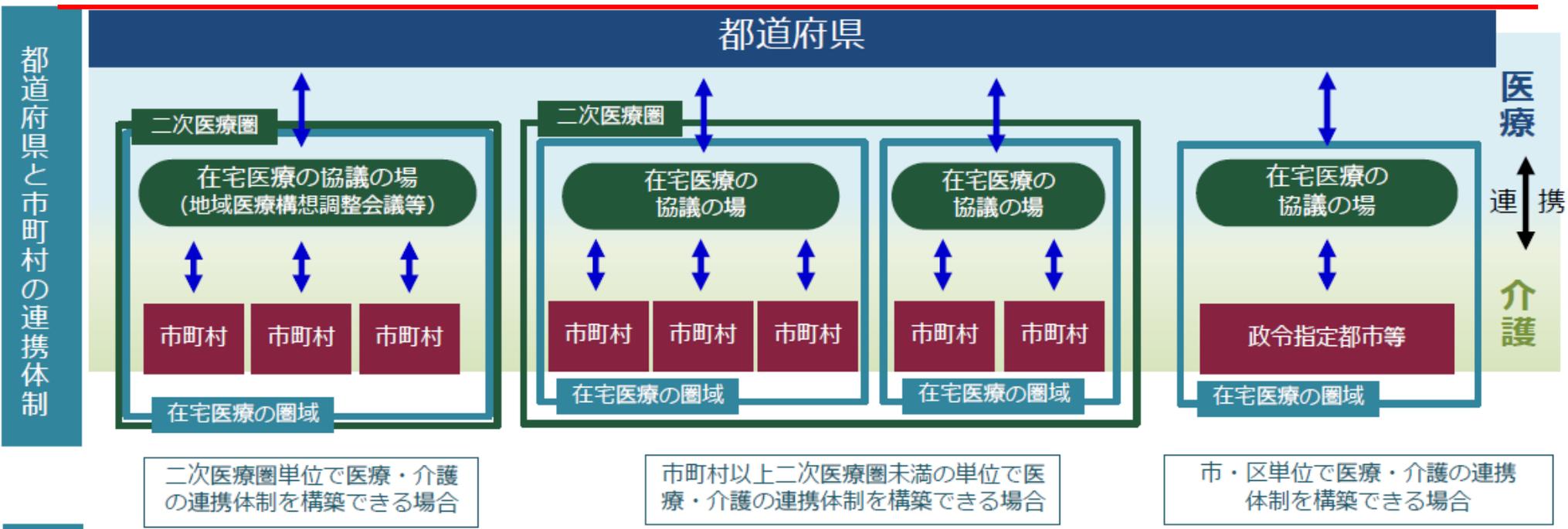
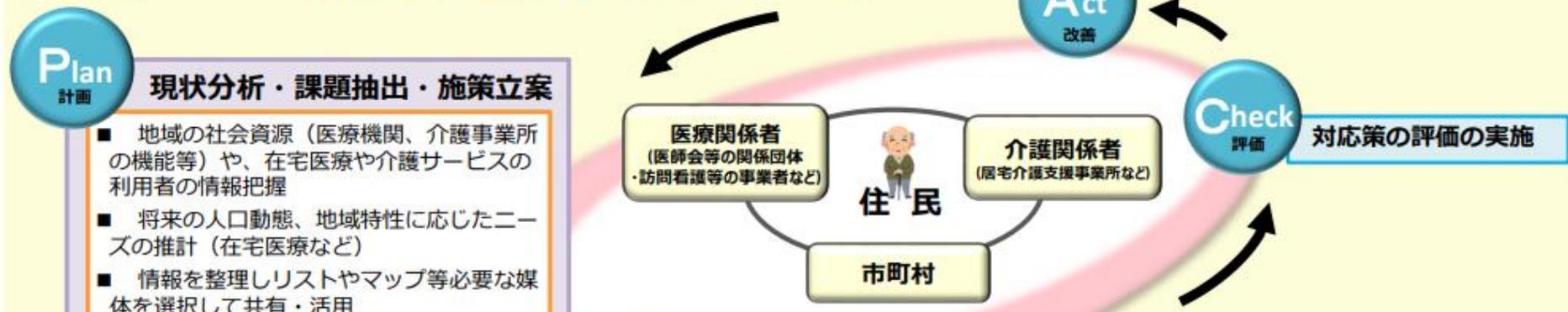


○ 在宅医療の圏域は、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況や、地域包括ケアシステムの観点も踏まえた上で、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。



切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
(看取りや認知症への対応を強化)

地域のめざすべき姿



Plan
計画

現状分析・課題抽出・施策立案

- 地域の社会資源（医療機関、介護事業所の機能等）や、在宅医療や介護サービスの利用者の情報把握
- 将来の人口動態、地域特性に応じたニーズの推計（在宅医療など）
- 情報を整理しリストやマップ等必要な媒体を選択して共有・活用

※企画立案時からの医師会等関係機関との協働が重要



Do
実行

対応策の実施

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - コーディネーターの配置等による相談窓口の設置※1
 - 関係者の連携を支援する相談会の開催
- 地域住民への普及啓発
 - 地域住民等に対する講演会やシンポジウムの開催
 - 周知資料やHP等の作成

＜地域の実情を踏まえた柔軟な実施が可能＞

- 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - 在宅での看取りや入退院等に活用できるような情報共有ツールの作成・活用
- 医療・介護関係者の研修
 - 多職種の協働・連携に関する研修の実施（地域ケア会議含む）
 - 医療・介護に関する研修の実施

○上記の他、医療・介護関係者への支援に必要な取組

＜市町村における庁内連携＞ 総合事業など他の地域支援事業との連携や、災害・救急時対応の検討

都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
 - 分析に必要なデータの分析・活用の支援
 - 他市町村の取組事例の横展開
 - 市町村の実情に応じた資源や活動をコーディネートできる人材の育成
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
 - 二次医療圏内にある市町村等及び二次医療圏をまたぐ広域連携が必要な事項について検討・支援
 - 都道府県の医療及び福祉の両部局の連携
 - 関係団体（都道府県医師会などの県単位の機関）との調整や、市町村が地域の関係団体と連携体制を構築する際の支援
- 地域医療構想・医療計画との整合

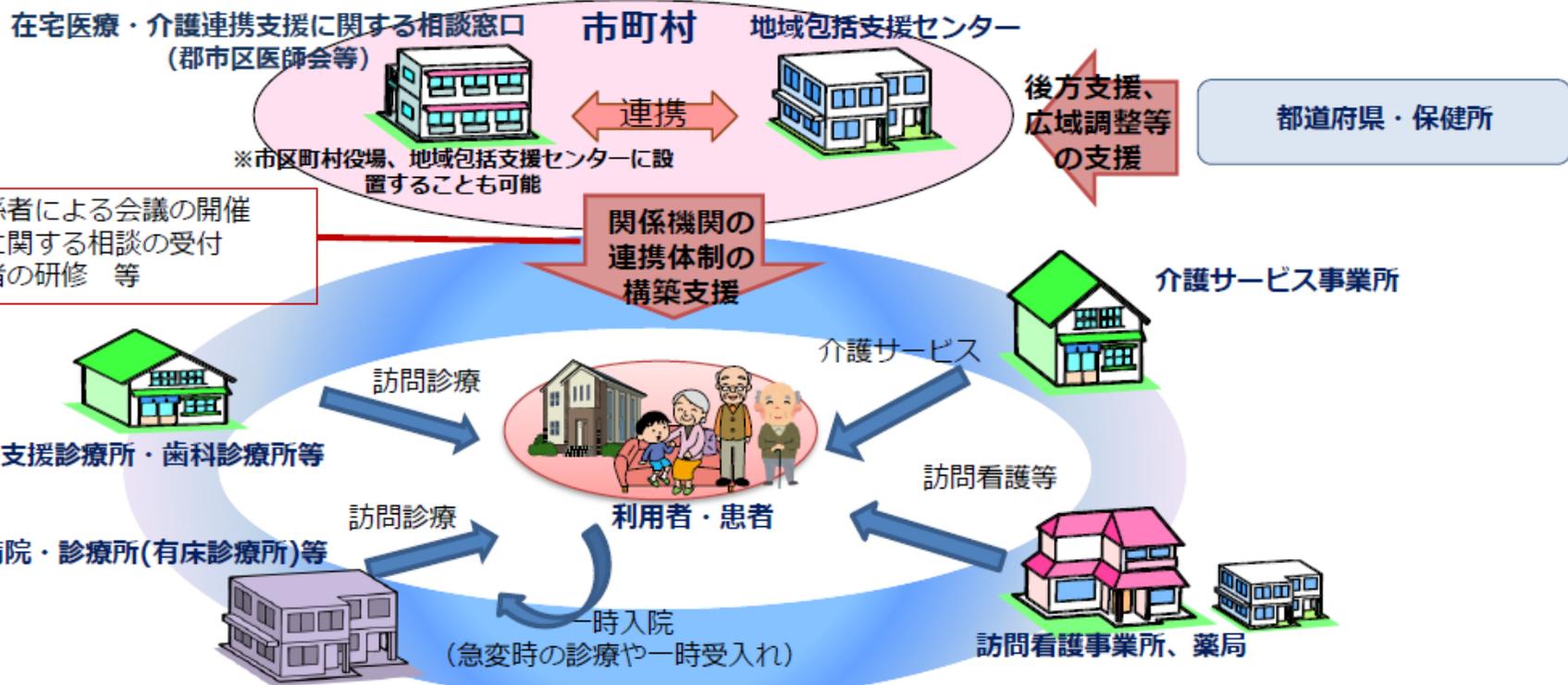
※1:市町村単独での相談窓口設置が困難な場合は、柔軟な対応も検討

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



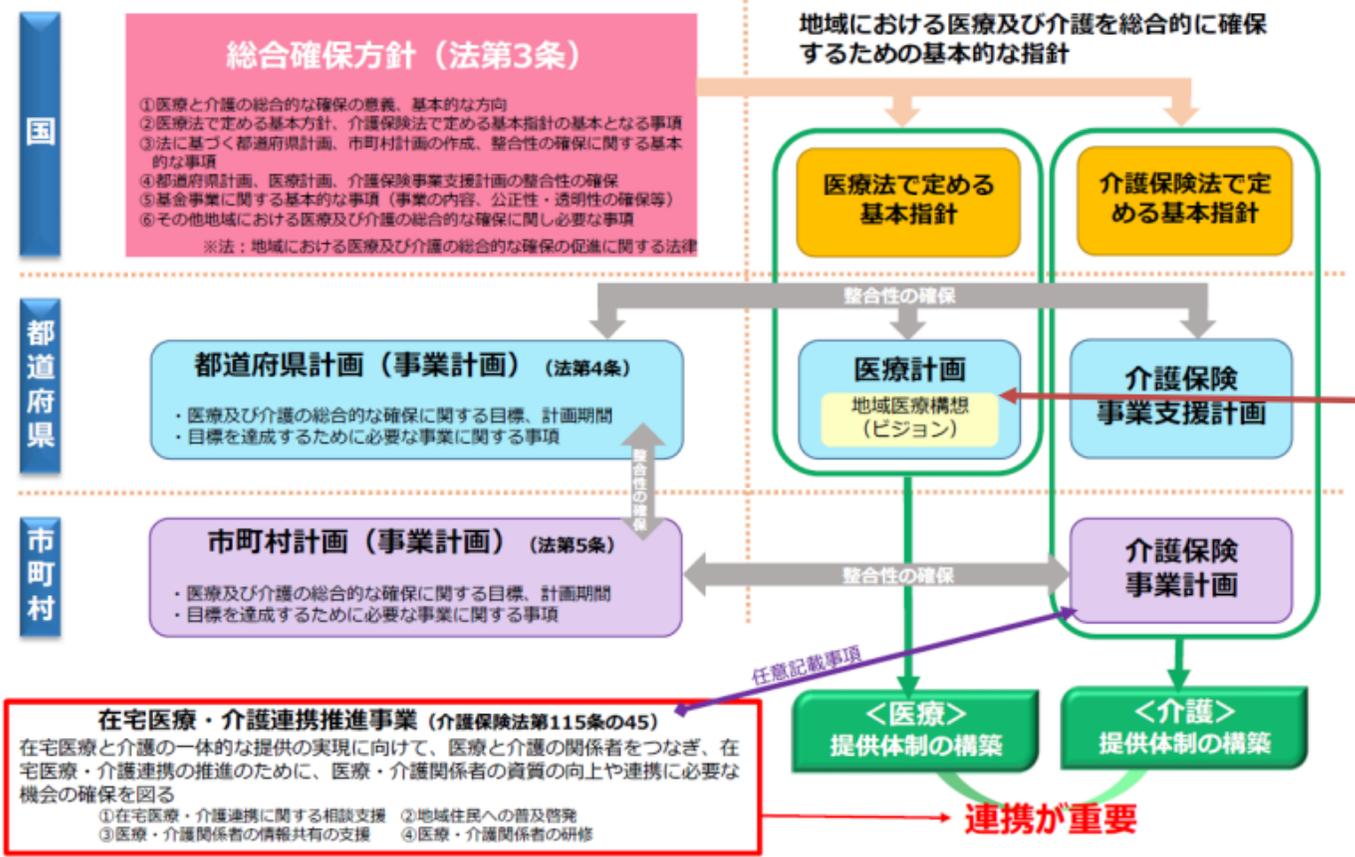
「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」の関わり

- 現行の指針において、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との整合性に留意する」との記載されている。
- 「在宅医療・介護連携推進事業」の事業内容は、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」との連携が有効なものとなっている。

第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ資料
令和4年9月28日

参考

在宅医療・介護連携推進事業と他計画の関係性の整理



在宅医療に必要な連携を担う拠点

【設置主体】病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等

【求められる事項】

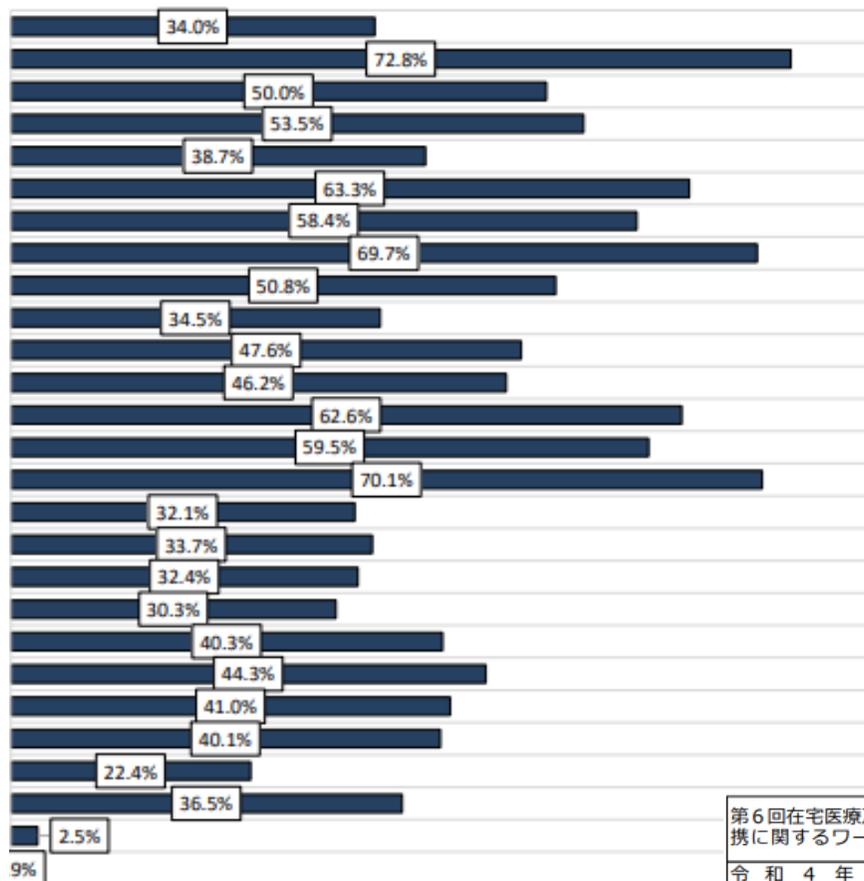
- ・地域の医療及び介護、障害福祉関係者による定期的な会議の開催
- ・在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討
- ・退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援について関係機関との調整
- ・関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進
- ・在宅医療に関する人材育成及び普及啓発

- 在宅医療・介護連携において「在宅医療・介護連携推進事業」が重要な役割を果たしているが、地域によっては介護主体で進められており、人材の不足や医療との連携が課題となっている。
- 市区町村と都道府県、行政内の関係部局との協調も課題であり、地域の実情を踏まえた「在宅医療・介護連携推進事業」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の連携が効果的と考えられる。

市町村が在宅医療・介護連携推進事業を実施していく中で課題だと感じているもの

1. 予算の確保
2. 事業実施のためのノウハウの不足
3. 本事業の存在や必要性を医療・介護関係者に認知してもらうこと
 4. 行政と関係機関（医師会、医療機関等）との協力関係の構築
 5. 行政内部の連携、情報共有等
 6. 地域支援事業の全体像を見渡せる人材の不足
 7. 総合事業などを連携した事業計画の策定ができる人材の不足
 8. 本事業を総合的に進めることができるような人材の育成
 9. 事業運営に関する相談をできる人材の不足
10. 現状の在宅医療・介護サービスの提供実態が把握できていないこと
11. 将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿をイメージできていないこと
 12. 多食主幹の協力関係の強化・情報共有の効率化
 13. 地域の医療・介護資源の不足
 14. 事業推進を担う人材の不足（市区町村担当者及び事業委託先を想定）
 15. 指標設定等の事業評価のしにくさ
 16. 隣接する市区町村との広域連携の調整
17. 都道府県が把握している在宅医療や介護の資源に関する当該市区町村のデータ等の提供
18. 在宅医療・介護連携推進事業に関する研修・情報提供（先進事例等）
 19. 多職種研修の企画・運営の技術的支援
 20. 在宅医療・介護連携に関する相談窓口に配置する相談員の研修、人材育成
 21. 医師会等関係団体との調整
 22. 医療機関との調整
 23. 広域的な医療・介護連携（退院調整等）に関する協議
 24. 市区町村間の意見交換の場の設定
 25. 地域医療構想や地域医療計画との整合を取るための方策
 26. その他
 27. 特になし

— 医療との連携
— 人材不足



第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
令和4年9月28日 資料

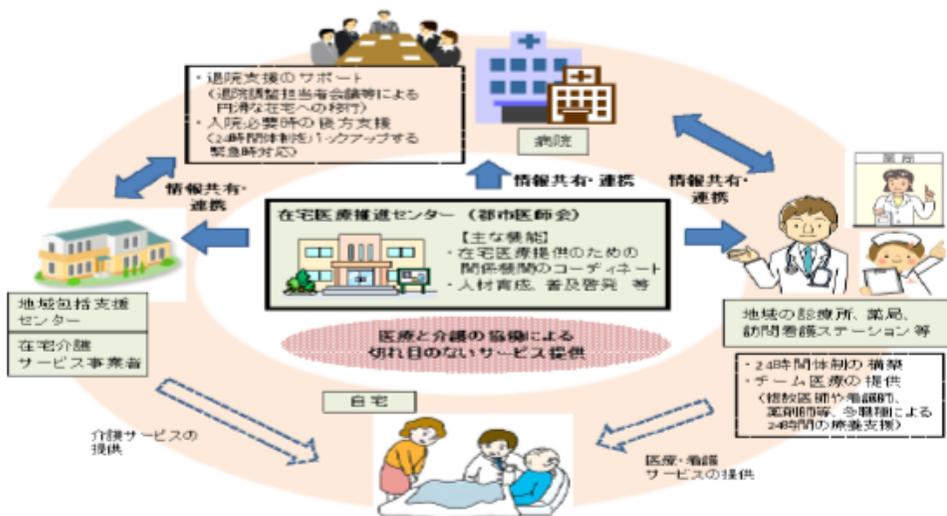
新潟県における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の取組

取組の背景

- ・高齢化が進展する中、在宅医療の需要増が見込まれている
- ・在宅医療に係る多職種連携が十分でなく、医師の負担が大きい
- ・地域の実情に合った在宅医療提供体制を構築する必要がある

事業概要（取組の特長）

1. 令和4年度予算：85,419千円（特財・地域医療介護総合確保基金）
2. 事業目的
住み慣れた自宅や地域での療養を希望する人が在宅医療を受けられるよう、医療従事者等の負担軽減の仕組みづくりや多職種連携の仕組みづくりなどを通じて、地域における在宅医療の受け皿の拡充を図る。
（在宅医療推進センター設置・運営及び在宅医療ICT構築に対し補助、平成27年10月～）
3. 取組の特長（特に工夫している部分に下線）
 - ・ 県全域をカバーする県医師会と各地域の実情に応じた対応が可能な各都市医師会がそれぞれ「在宅医療推進センター」を設置
 - ・ 多職種間で患者情報等の共有を行う在宅医療ICTシステムを整備



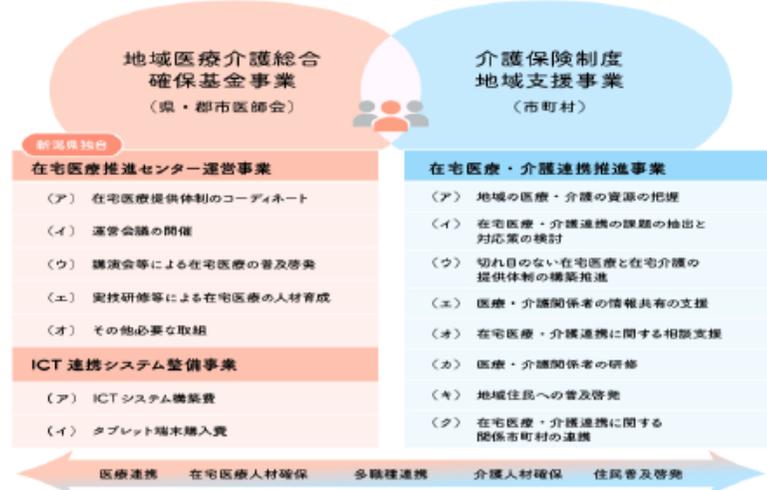
事業の成果等

- ・ 県医師会及び県内全16都市医師会に計17か所の在宅医療推進センターを設置済み
- ・ 16都市医師会のうち、12都市医師会で在宅医療ICTシステムを整備・運用中
- ・ 各都市医師会在宅医療推進センター主導で地域の入退院支援推進のための取組を実施

（令和4年3月末現在）

在宅医療・介護連携推進事業との連携

- ・ 在宅医療・介護連携事業の一部または全部を推進センターに委託し、事業を展開している市町村もあり、事業全体を精査し効率的な計画、実施をしている。



事業推進上の課題等

- <事業推進上の課題>
- 各在宅医療推進センターの更なる体制強化が必要
 - 各市町村の在宅医療・介護連携推進事業との更なる連携
（現在、30市町村のうち15ヶ所が拠点へ業務委託。それ以外は拠点と各支町村が月に一回の会議を開催）
- <横展開に向けての提言>
- 規制緩和：ICTに係る患者情報の利用に関する手続きの簡素化
 - 財政支援：事業の安定実施に向け、地域医療介護総合確保基金の都道府県要望額満額交付

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関 (北海道在宅医療推進支援医療機関)」について

積極的役割を担う医療機関について

医療計画策定の国指針における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」は、「北海道在宅医療推進支援医療機関設置要綱」に基づき、「**北海道在宅医療推進支援医療機関**」として指定し、公表します。

1 指定の目的

- 医療計画策定に係る国指針の内容等を踏まえ、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う医療機関を道が選定し、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として指定するとともに、在宅医療の提供体制構築のため、全在宅医療圏における整備を進めるもの。
- 道が指定した当該医療機関は、次期北海道医療計画に掲載するとともに、道民や各医療機関等へ周知し、相談窓口の明確化、医療機関間や多職種の連携体制の強化等を図る。

2 役割

- ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行うこと
- ・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・患者の家族等への支援を行うこと

積極的役割を担う医療機関について

3 選定対象

地域において既に積極的な取り組みを行っている医療機関の中から位置付ける

→在宅医療圏ごとに、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院、訪問診療を実施する医療機関を選定

4 選定要件

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として北海道医療計画に位置付けられ公表されることについて意向があり、次の要件のうち、必須要件である①～③を満たす在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院、訪問診療を実施する医療機関を選定

【必須要件】

- ①医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること

【任意要件】

- ④臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ⑤災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと

圏域別の一覧表（詳細版）

第●表 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」一覧 <在宅医療圏別> (R6.XX.XX 現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	構成市町村	医療機関名	在宅医療の機能					連携している医療機関	連携している訪問看護事業所
					他医療機関に対する医師不在時等の支援	医療・介護・障がいサービス等との連携	家族等へ負担軽減に繋がるサービスを紹介	在宅医療に関する研修の機会の確保	災害対応に係る計画を策定 他の医療機関の策定を支援		
南渡島	南渡島	函館市	函館市	<p>R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク (R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)</p> <p>〇〇訪問診療クリニック (函館市)</p>	○	○	○			<p>R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク (R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)</p> <p>〇〇内科クリニック (函館市) △△小児科クリニック (函館市) ××泌尿器科クリニック (函館市) はこだて××診療所 (函館市) 〇〇医院 (森町) ××内科診療所 (鹿部町) 〇〇病院 (木古内町) △△クリニック (北斗市)</p>	<p>〇〇訪問看護ステーション (函館市) 訪問看護ステーション△△ (函館市) 訪問看護ステーション×× (函館市) 訪問看護ステーション〇〇 (函館市) 訪問看護ステーション△△△ (函館市) 訪問看護ステーション××× (北斗市) 訪問看護ステーション〇〇〇 (北斗市) 訪問看護ステーション△△△△ (七飯町) 訪問看護ステーション×××× (七飯町) 訪問看護ステーション〇〇〇〇 (七飯町) 訪問看護ステーション×××× (七飯町) 〇〇病院 (木古内町) 〇〇医院 (森町)</p>
				△△ホームケアクリニック (函館市)	○	○	○	○	<p>〇〇内科クリニック (函館市) △△小児科クリニック (函館市) ××泌尿器科クリニック (函館市) はこだて××診療所 (函館市) 〇〇医院 (森町) ××内科診療所 (鹿部町)</p>	<p>訪問看護ステーション〇〇 (函館市) 訪問看護ステーション△△△ (函館市) 訪問看護ステーション××× (函館市) 訪問看護ステーション〇〇〇 (函館市) 訪問看護ステーション△△△△ (函館市) 訪問看護ステーション〇〇〇〇 (北斗市)</p>	

R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク
(R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)

R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク
(R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)

R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク
(R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)

機能別の一覧表（概要版）

第●表 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」一覧 <積極的役割の機能別> (R6.XX.XX 現在)

在宅医療の機能	第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	医療機関名	連携している医療機関	連携している訪問看護事業所
				R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク (R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)	R6.4以降、順次、医療機能情報システムの各医療機関のページにリンク (R6.4以降、全国統一システムが構築され、これまで北海道医療機能情報システムで管理していた情報が、当該システムに集約されることとなるため)	
他医療機関に対する医師不在時等の支援	南渡島	南渡島	函館市	〇〇訪問診療クリニック（函館市）	〇〇内科クリニック（函館市） △△小児科クリニック（函館市） ××泌尿器科クリニック（函館市） はこだて××診療所（函館市） 〇〇医院（森町） ××内科診療所（鹿部町） 〇〇病院（木古内町） △△クリニック（北斗市）	〇〇訪問看護ステーション（函館市） 訪問看護ステーション△△（函館市） 訪問看護ステーション××（函館市） 訪問看護ステーション〇〇（函館市） 訪問看護ステーション△△△（函館市） 訪問看護ステーション×××（北斗市） 訪問看護ステーション〇〇〇（北斗市） 訪問看護ステーション△△△△（七飯町） 訪問看護ステーション××××（七飯町） 訪問看護ステーション〇〇〇〇（七飯町） 訪問看護ステーション××××（七飯町） 〇〇病院（木古内町） 〇〇医院（森町）
	南渡島	南渡島	函館市	△△ホームケアクリニック（函館市）	〇〇内科クリニック（函館市） △△小児科クリニック（函館市） ××泌尿器科クリニック（函館市） はこだて××診療所（函館市）	訪問看護ステーション〇〇（函館市） 訪問看護ステーション△△△（函館市） 訪問看護ステーション×××（函館市） 訪問看護ステーション〇〇〇（函館市）

**参考：道の補助事業
（在宅医療提供体制強化事業）**